

令和3年5月24日

保育所等を利用されている保護者様 各位
(市内の認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所)

宜野湾市長 松川 正則
(公印省略)

緊急事態宣言発出に伴う保育所等の対応について

保護者の皆さまには、日頃より新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をいただき心より感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス新規陽性者数の急増にともない、政府において「緊急事態宣言」の適用対象地域として本県が指定され、期間は5月23日(日曜日)～6月20日(日曜日)までと定められました。

保育所等においては、国の新型コロナウイルス感染症対策方針に基づき、感染防止対策の徹底を行いつつ原則開所となっておりますが、保護者の皆様におかれましては、ご家族からお子様への感染が拡大傾向にあることを踏まえ、ご家庭でのお子さま及びご家族さまの体調管理と感染予防を徹底して頂くとともに、保育所等における感染防止対策へのご協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染者の発生による臨時休園や濃厚接触者の指定などの場合をのぞき、保育所等をお休みした場合の保育料の日割り(減免)の実施はございませんので、ご了承ください。登園にあたっては、下記についてご協力をお願いします。

記

1. お子さまやご家族に発熱や風邪症状など新型コロナウイルス感染症の感染がうたがわれる場合は登園を控えるようお願いします。なお、発熱の判断をする際は個人差があることに留意してください。
2. お子さまやお子さまと同居しているご家族がPCR検査を受ける予定がある場合には、速やかにご利用の保育所等に連絡をお願いします。陰性・陽性のいずれの場合にも、速やかに結果のご連絡をお願いします。
3. ご家族がPCR検査を受けて結果が出るまでのあいだは、お子さま自身に体調不良がない場合であっても、感染拡大防止の観点から家庭保育の協力をお願いします。
4. 同居のご家族の感染が確定した場合には、お子様自身が濃厚接触者として指定されたか否かにかかわらず、感染症罹患者と接触してから14日間程度の登園自粛のご協力をお願いします。
5. 送迎時の保護者様のマスク着用、検温、アルコール消毒など、施設が実施する感染防止対策へのご協力をお願いします。
6. 可能な範囲で早めにお迎えに来ていただくとともに、土曜日をはじめ、保護者のいずれかの仕事がお休みなど、家庭で保育ができる場合にはご協力いただきますようお願いします。

お問い合わせ先

宜野湾市役所子育て支援課 保育児童係 電話 098-893-4411 内線 3311・3312